

2021-2022 年度 成蹊大学 大学内部質保証／点検・評価シート

部門名:教職課程センター

大学の理念、目的、目標	教職課程(部門名)の理念、目的、目標
<p>成蹊大学の理念・目的</p> <p>成蹊学園創立者中村春二が目指した教育理念である「自発的精神の涵養と個性の発見伸張を目指す真の人間教育」を踏まえ、成蹊大学は次のミッションを掲げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知育偏重ではなく、人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育を実践し、確かな教養と豊かな人間性を兼ね備え、社会の発展のために献身的に貢献できる人材を輩出する。 2. 学術の理論及び応用を教授研究し、自由な知の創造をはかり、もってその深奥を究めて文化の進展に寄与する。 3. 地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することを通じて、人類の共存に寄与する。 <p>成蹊大学の教育目標(人材育成方針)</p> <p><2020 年度以降入学者></p> <p>成蹊大学は「理念・目的」を踏まえ、以下の人材育成方針のもとに教育を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広い教養と深い(各学科、各専攻の)専門知識を備え、物事の本質を探究する思考力を養成する。 2. 自己の人生観・価値観を確立し、自分の考えや意見を的確かつ明瞭に表現、発信する力を養成する。 3. 多様な文化、環境、状況に対応し、他者と協働して課題の解決に取り組む力を養成する。 4. 未知のものに積極的に挑み、生涯学び続けようとする自発性と積極性を養成する。 <p>< 2019 年度以前入学者 ></p> <p>成蹊大学は「理念・目的」を踏まえ、以下の人材育成方針のもとに教育を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広い教養と深い専門知識を備え、課題発見、解決に向けて本質を探究する思考力を養成する。 2. 多様な文化、環境、状況に対応し、他者と協働できる真のグローバル力を養成する。 3. 未知のものに積極的に挑み、生涯学び続けようとする自発性と積極性を養成する。 4. 個を具え、自分の考えや意見を的確かつ明瞭に表現、発信する力を養成する。 	<p>成蹊大学における教職課程設置の理念と目的</p> <p>中村春二の「個性の尊重と人格陶冶による豊かな人間性の形成」という建学の精神により、中等教育から出発した成蹊教育を原点として、魅力的な個性と豊かな人間性もち、5つの各学部での教育による視野の広い教養と高度の専門性を備えた教員を養成するという理念にもとづき、開放制教員養成制度の趣旨に則って教育界に貢献できる教師を送り出すことを目的として教職課程を設置している。</p> <p>こうした理念と目的にもとづいて、以下の教員養成の方針を作成した。</p> <p>教職課程における教員養成の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学園創立者中村春二の教育者としての精神の理解と実践力 「個性を尊重し品性の陶冶による豊かな人間性を形成する。」 互いに個性を尊重し人との関係をつくり魅力的な個性と豊かな人間性を身につけ、またそのような生徒を育てることができる。 2. 教科に関する専門的学識と教科指導力 所属学科の専門領域と関連させて免許教科の目的・内容を理解し、生徒の主体的学びを促進する教科指導を行うことができる。 3. 生徒の教育課題と成長を促す支援の理解 生徒を共感的に理解し、一人一人の生徒の発達や個性に応じた教育的支援について理解している。 4. 教育の現代的課題と教職についての理解 教育の理念・歴史・思想、学校の社会的役割、教職の意義などについて理解・考察し、教員として教育における現代的課題に取り組むことができる。

基準1:理念・目的

評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
<p>1.0.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 理工学部理工学科設置に伴う課程は認定され、これら沿って理工学部理工学科の教員養成方針が新たに策定された。また、自己点検・評価の義務化に対して、成蹊大学内部質保証点検・評価の内容を活かし、対応できるように準備を進めている。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程の理念・目的については、「成蹊大学における教職課程設置の理念と目的」及び「教職課程における教員養成の方針」の下に、「教員養成に対する理念および養成する教員像」及び各学科の「教員養成の方針」を策定し、教職課程の運営をこれに違わないように注視しながら進めている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 全学教職課程委員会を通じた各学部・学科の教員養成方針(ディプロマポリシー)策定が定着し、学部学科と教職課程の連携が強化されている。</p> <p>【改善すべき事項】 成蹊教育の理念等を教職課程受講生に伝え、他大学と違う成蹊大学独自の教員養成の特色を持てるように教育内容等を検討する必要がある。</p>	<p>A ⇒</p>	<p>大学の理念・目的を、教職課程によりよく反映するために、建学の精神を含めた成蹊教育を教職課程に取り込み、併せて、ユネスコスクールとしての成蹊学園の活動の一環として、SDGs および ESD についての内容を充実させる。 GIGA スクール構想に基づく学校現場への ICT 活用環境への対応のために、ICT 活用に関する科目を設置するとともに、既存の科目内でも ICT 活用への対応を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>1.0.2 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 以下に記述</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程の目的は、成蹊大学教職課程規則第2条に明示しており、大学ホームページにおいて、教員及び学生に周知し、社会に対して公表している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 全学教職課程委員会と教職課程センターの設置により、学部学科と教職課程センターの連携が密接なり、学則・規則改訂について適確に対応できるようになった。</p> <p>【改善すべき事項】 教員養成方針を教職課程の各科目のシラバスへの反映することが課題になってきたが、運用等の検討に時間をかける必要があることから、2022年度に義務化される教職課程における自己点検・評価への対応を行った上で検討する。</p>	<p>A ⇒</p>	<p>全学教職課程委員会と教職課程センターの連携をさらに円滑にし、学部学科と教職課程センターが一体となった教職課程の運営を目指す。</p>	<p>該当なし</p>

<p>1.0.3 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 学習指導要領の改訂に対応した新しい教育課程下での学校教育の状況や、COVID19 流行下およびアフターコロナ社会での学校教育について情報収集を行い、これに対応できる教員養成のあり方について対策を行っている。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程の再課程認定、2020年度開設の新経済学部・経営学部の課程認定、および2022年度開設の理工学部理工学科課程認定申請において策定した計画の実施と適宜見直しを行い、変更内容については文部科学省に提出している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 学習指導要領の改訂に対応した新しい中学校・高等学校教育課程に対応するため、教職課程の内容を再検討し、主体的・対話的で深い学びを実践できるよう、教育内容の充実を図っている。また、COVID-19 流行下およびアフターコロナ社会での ICT 活用教育等に対する教育方法・技術の向上に対する対応も検討している。</p> <p>【改善すべき事項】 COVID-19 流行下でオンライン化により、教職課程センターを中心とした教職課程受講生間のコミュニケーションが難しくなっており、アフターコロナ社会での再構築が課題となる。</p>	<p>A</p>	<p>⇒</p>	<p>教職課程受講生が、より安心して教育実習ができるような環境整備や、自信を持って教員採用選考に臨むための対策が課題となっている。</p> <p>そのために、1年次を含めた教職課程に関係する学生の組織化と併せて、卒業生のネットワーク構築によるサポートの強化が望まれる。</p>	<p>(2020年～2022年)インパクトのある理工学部改革の推進</p>
---	--	---	----------	----------	--	---------------------------------------

基準2: 内部質保証						
評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他: 中期計画との関わり等	
2.0.1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 2022(令和4)年度から義務化される「教職課程の自己点検・評価」に対応するため、成蹊大学の内部質保証点検・評価を活かした方法を検討し、その方向性を2.0.1-[1]-1の資料により教職課程センター定例会(2022.4以降は「教職課程センター会議」に改称。)に諮り、2022年度はじめまでに詳細資料作成の学内での了解を得ることとしている。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程の内部質保証について、全学教職課程委員会において方針及び手続を明示し、教職課程センター会議において具体化する。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 適切に運用されている。</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	<p>教職課程の自己点検評価について他大学の対応状況など情報収集に努める。</p>	該当なし
2.0.2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程担当の教員および教務部教職課程センター配属職員による質保証推進チームを制定し、内容を確認している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 体制は整備されている。</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし
2.0.3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 全学教職課程委員会において、課題を確認し、教職課程センター定例会にお</p>	<p>【効果が上がっている事項】 有効に機能している。</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし

	いて具体化している。また、内部質保証委員会への提出後、同委員会からの指摘を受けて再度点検・評価を行っていることもあり、内部質保証システムは有効に機能している。					
2.0.4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教育職員免許法施行規則22条6項によって、教職課程における教育情報の公表が義務づけられており、教職課程ホームページにおいて、公表・説明している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 適切に運用されている。</p> <p>【改善すべき事項】 2021年度内部質保証評価・点検に関する点検・評価報告書において、「学校教育法施行規則172条の2と教育職員免許法施行規則22条の6に関して公表が求められている事項について、一部公表が十分でない状態である」との指摘があったため、大学ホームページでの公表内容について検討が必要である。</p>	B	⇒	教育職員免許法施行規則22条の6の事項のほか、2022年度から義務化される教職課程の点検・評価に関しても、同施行規則第22条の8に基づき公表義務が生じているので、両者を統括して公表内容を見直す対応を行う。	該当なし
2.0.5 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 内部質保証/点検・評価シートにもとづいて、教職課程センター定例会において、点検・評価を行い、全学教職課程委員会で報告、改善・向上の取り組みを行っている。また、内部質保証委員会への提出後、同委員会からの指摘を受けて再度点検・評価を行っている(2021年度については、方針変更のため指摘なし)。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 適切に運用されている。</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	学校教育が大きく、かつ急速に変化しつつある状況にあり、学校現場の状況にあわせて、随時、教員養成の体制について自己点検に努め、柔軟に対応していく必要がある。	該当なし

基準3:教育研究組織

評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
<p>3.0.1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程の理念、目的、目標を達成するため、および中央教育審議会における教職課程に係る各種答申からの要求に応じて、2017年度から従来の教職課程指導室のセンター化に着手し、2018年度に大学の附属機関として「教職課程センター」を開設した。これに伴い、教職課程教員と各学科の教職課程委員で構成される全学教職課程委員会を設置した。課程認定を受けている各学科から全学教職課程委員が選出されたことで、各専門領域の観点から理念に基づく教育の充実を定期的に検討する体制を構築することができた。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A ⇒</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>3.0.2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 毎年度末に文部科学省に「変更届」(カリキュラム変更、担当者変更、教職課程専任教員数の確認等)を提出するが、その作成に関しては、全学教職課程委員会での審議事項としている。そのことにより、各学科(各専攻)においては開設状況、担当専任教員の配置等を確認作業の過程で教職課程の側面での当該学科の教育研究組織を確認することとなり、一方教職課程では文部科学省の基準に</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A ⇒</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>

	沿った形で各学科(専攻)の教職課程の運営がなされていることを確認することができるようになっている。この取り組みによって、情報共有を円滑にする仕組みとすることができている。				
--	---	--	--	--	--

基準4：教育課程・学習成果						
評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他：中期計画との関わり等	
4.0.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】</p> <p>2022年度からの理工学部理工学科の教職課程認定が下りることとなったため、理工学科の「各学科における教員養成の方針」を策定し、教職課程履修ガイド及びHPに公表することとした。</p> <p>また、各学科の「教科ごと」の学位授与方針に相当する方針に関し、2020年度開設の新経済学部・経営学部および今回の理工学科の課程認定申請においてはそれぞれの教科について策定したが、それ以外の学部学科、研究科専攻のものについては、教職課程の自己点検・評価の義務化に対応するため、2022年度に策定する予定である。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】</p> <p>2017年度から各学科の教育養成方針策定に動き出し、2018年度からは学科ごとの教員養成の方針を教職課程履修ガイドおよびHPで公表し、その後新たに課程認定を受けた学科に係る方針も策定し情報を更新している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】</p> <p>特になし</p> <p>【改善すべき事項】</p> <p>特になし</p>	A	⇒	左記のとおり、教職課程の自己点検・評価の作業にあわせて、学部学科、研究科専攻、各学科等の教科ごとの目的を策定していく。	(2020年～2022年)インパクトのある理工学部改革の推進
4.0.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】</p> <p>2022年度からの理工学部理工学科の教職課程認定が下りることとなったため、理工学科の「各学科における教員養成の方針」を策定し、教職課程履修ガイド及びHPに公表することとした。</p> <p>また、教科ごとの教育課程の編成・実施方針については、2012年度に受審した文部科学省実地視察、新経済学部・経</p>	<p>【効果が上がっている事項】</p> <p>特になし</p> <p>【改善すべき事項】</p> <p>特になし</p>	A	⇒	特になし	(2020年～2022年)インパクトのある理工学部改革の推進

	<p>営学部および理工学科の課程認定申請において策定したが、新設以外の学部学科のものについては、カリキュラム改編も行われているため、教職課程の自己点検・評価の作業とあわせて見直しする必要はある。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程のために文部科学省によって定められている教育課程の編成・実施方針および各学科・免許毎の免許授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を定めている。2017年度に方針を文章化して明示する準備をはじめ、2018年度から教職課程 HP で公表している。</p>					
<p>4.03 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 理工学部理工学科の教職課程認定が下りることになったため、2022年度の教職課程履修ガイド及び HP に公表する。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教育職員免許法・同施行規則および「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)に適合するよう授業科目を開設している。「教育の基礎的理解に関する科目等」「各教科の指導法」については、科目の特質に応じて履修年次を決め、段階的、系統的履修ができるようにしている。「教科に関する専門的事項」については、各学科の専門科目、成蹊教養カリキュラムの科目のほか、必要に応じて各教科の一般的包括的な内容を持つ科目を開設して、体系的に学べるように編成している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	(2020年～2022年)インパクトのある理工学部改革の推進
<p>4.04 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし

	<p>日常的に学生の履修指導を行うとともに、ICT 講座や特別講演会、成蹊教職研究会を通じて、卒業生の教員との交流をはかり、現実の学校や教育の状況を理解し、学生の教職への意欲を高め、学習の活性化をはかっている。2021 年度は新型コロナの環境下においても、オンラインでの ICT 講座やファシリテーション講座、講演会、交流会を実施した。</p>				
<p>4.05 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017 年度から 2021 年度までの総括的内容)の説明】 各学生の取り組み姿勢や免許認定について、教職課程センター定例会において確認をしている。 また、4 年次に行う教育実習の派遣に際しては、それまでに履修すべき科目を教職課程規則で設定した上で、派遣の可否を決定することとしている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	<p>特になし</p> <p>該当なし</p>
<p>4.06 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 授業担当者に自分の担当する科目が教職の単位になる科目があるか、どの科目が該当するかを認識してもらうようにすることの実現に向けて検討を進める。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017 年度から 2021 年度までの総括的内容)の説明】 「教育の基礎的理解に関する科目等」「各教科の指導法」については、学生に記入を義務付け、指定した時期に幾度か提出する「履修カルテ」で、学生の学習成果を把握および評価をするようにしている。コロナ禍においても、カルテを介して個別に学習成果の把握を行った。 一方、「教科に関する専門的事項」については、各学科開設科目で幅広く、かつ科目数が非常に多いため、教職課程として把握できていない。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 授業担当者に自分の担当する科目が教職の単位になる科目があるか、どの科目が該当するかを認識してもらうようにすることが課題である。</p>	B	⇒	<p>(2)の実現に向けて検討を進める。</p> <p>該当なし</p>

<p>4.0.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 義務化される教職課程の自己点検・評価に合わせ検討を行っていくことが適切であると考え。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 新課程教職科目および旧課程の「教職に関する科目」については教職課程センター一定例会で一部検討を行っているが、新課程の「教科に関する専門的事項」および旧課程の「教科に関する科目」を含めた教職課程全体として制度化されていない。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 シラバスへの教員養成方針との関連性について、検討を行う必要がある。</p>	<p>B ⇒</p>	<p>義務化される教職課程の自己点検・評価に合わせ検討を行っていく。</p>	<p>該当なし</p>
---	---	--	------------	--	-------------

基準5：学生の受け入れ					
評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他：中期計画との関わり等
5.0.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程は、すべての学部学科で教職課程が履修できること、いわゆるそれは学生の権利であることから、すべての学生に教職課程を履修する資格があるものとしている。そのため、学生の受け入れに係る方針を定めていない。学生には、成蹊大学教職課程履修ガイド「1.教職課程を学ぶに当たって」において、「教職課程では、学部での卒業に必要な修得単位数とは別に、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」などの科目の履修と単位の修得が必要です。不断的努力と熱意をもって履修するように望みます。」と示すことにより履修への心構えを示している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒ 教職課程の履修が選抜制をとっていないことから、特段の受け入れ方針を定めていないが、「教員養成に対する理念および養成する教員像」「各学科の教員養成方針」を策定していることから、これらを受けて、「心構え」「求める素養」等を簡潔にまとめ提示できると、学生にとっても有意義なものになるので、提示について検討する。	該当なし
5.0.2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 5.0.1により、すべての学生に履修の権利はあるとしているが、一方学部の卒業に加えて相当数の科目を履修しなければならないため、2年次以上の学生には教職課程の履修の意思を示してもらうための「教職課程登録」という手続きを行っ</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒ 特になし	該当なし

	ている。この登録者に対しての選抜は行っていない。					
5.0.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程履修に係る定員は設けていないため、意識的な管理は行っていないが、5.0.2による教職課程登録により履修者数が抑えられている。2021年度の2年次生の登録者は96名であり、また教育実習を行う4年次生は66名であった。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 教職課程履修者は、教育実習を行う4年次生を基準として、2013年度以前入学者までは100名前後の実習者がいたが、2014年度以降入学者から急激に減少し、60名前後で推移している。この履修者数を上昇させる必要がある。</p>	B	⇒	改善すべき事項に関し、免許法改正に伴う教職課程カリキュラムの改編、各学部学科のカリキュラム改編に影響する面もあるが、学生の受入れに特段の選抜を行っていないことから、教職課程登録者の増加策、登録した学生の脱落率の減少策を検討、実施していく必要がある。ただし、むやみに登録者を増やすだけではなく、学生の質も上げることも必要である。	該当なし
5.0.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 学生の受入れに関しての定期的な点検・評価は行っていない。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 2020年度から、1年次配当の教職課程科目3科目(教育原理、学校と社会、教育心理学)を全学共通科目(成蹊教養カリキュラム)として卒業要件単位に含めた。このことについて、2020年度入学者とそれ以前の学生との履修比較を行った結果、2020年度入学者の当該科目の履修者は増えたものの、2年次生での教職課程登録者は2019年度入学者と大差なく、登録率は減少した。</p>	B	⇒	2022年度から、1年次教職課程科目のうち、特に基本となる科目の「教育原理」の人数制限を行うこととしたが、これにより2年次以降の登録率を上げることはもとより、学生の質を上げることを期待する。	該当なし

基準6:教員・教員組織						
評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評定【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等	
6.0.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 理工学部理工学科の課程認定が下りることになったが、募集停止となる3学科が存続することもあり、理工学部全体として現状の体制で対応することとした。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 成蹊大学教職課程規則により、教職課程の教員組織の方針が規定されており、教職課程専任教員は、学長直属としている。また、専任教員は各学部各学科にも兼務所属(経営学部を除く。)しており、教職課程と各学部との連携を図っている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	(2020年～2022年)インパクトのある理工学部改革の推進
6.0.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 理工学部理工学科の課程認定が下りることになったが、募集停止となる3学科が存続することもあり、理工学部全体として現状の体制で対応することとした。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程専任教員は各学部配置され、学部と教職課程センターの連携を図りつつ、教職課程運営のために適切に編成されている。 教職課程教員が学部教授会構成員になっているとともに、学部または教養カリキュラムの科目を担当することにより、学部の教育研究の充実および学生指導の連携にも寄与している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	(2020年～2022年)インパクトのある理工学部改革の推進

<p>6.0.3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程の教員の募集、採用、昇任については、大学人事委員会の決定のもと、成蹊大学学長直属教員の採用及び昇任に関する手続内規に基づき適切に行われている。 また、非常勤講師については、専門性の担保をより確実なものとするため、教職課程で候補者を選出し、全学教職課程委員会に予定者を紹介した上で、審査を文学部教授会で行うこととしている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A</p>	<p>⇒</p>	<p>特になし</p>	<p>該当なし</p>
<p>6.0.4 ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 2021年度の成蹊教職研究会において、成蹊大学人文叢書『学習者に寄り添う教育を目指す』を基本題材とした会を開催し、卒業生教員の資質向上、在学生の教職課程履修者の意識涵養にもつなげることができた。 また、教職課程の自己点検・評価では、教職課程独自のFD、SDの取組みを推進しているため、それに対応する必要がある。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程専任教員の研修は、所属する学部のFD活動の一環として行われている。教職課程では、教職課程センター定例会で構成員が参加した研修会、勉強会、セミナーなどの報告および意見交換、教職課程年報の作成を通じて、教員の質向上及び教員組織の改善・質向上をはかっている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A</p>	<p>⇒</p>	<p>特になし</p>	<p>該当なし</p>
<p>6.0.5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 2021年度に教職課程教員として入職した専任教員については、職歴、専門を勘案して業務依頼を行い、成果を上げた。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A</p>	<p>⇒</p>	<p>特になし</p>	<p>該当なし</p>

	<p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教員組織の適切性について、内部質保証／点検・評価シートを用いながら点検・評価を行っている。その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行いつつある。</p>				
--	---	--	--	--	--

基準7：学生支援					
評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
7.0.1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 教職課程の定例会議において、義務化される教職課程自己点検・評価の準備とあわせて学生支援の基礎となる方針についても検討した。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 毎年度作成する教職課程履修ガイドの冒頭に、「大学における教職課程設置の理念」、「各学科における教員養成の方針」を示している。これらはホームページでも公開しており、各学科にどのような教員を養成することを目標とするかを学生に周知している。 また、学生支援に関し、特に教員志望者に対しては、「教員志望者を対象とした様々な取り組みについて」をHPで公開、周知している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	<p>引き続き、学生支援の基礎となる方針について検討する。</p>	該当なし
7.0.2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 なし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 2018年度から、教職課程センターにおいて、オフィスアワーを設け、教職課程センター専任教員が、毎日、必ずセンターに在室する時間を設け、適宜、学生支援を行っている。また、教職課程センターに教職課程専従の事務職員が配置され、日常的な教職課程履修者への指導・支援を行っている。 毎年、教員志望者に対する勉強会(教員採用試験対策の夏期集中勉強会を含む)を実施している。コロナの影響下にあった2020～2021年度も、教員志望者に対する勉強会を実施した(2020～2021年度は、主に郵送による通信添</p>	<p>【効果が上がっている事項】 先述の勉強会等を通じて、学生支援体制が充実しつつある。</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	特になし	該当なし

	削)。このような勉強会等を通じて、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な深い学びを実現できるように学生支援の充実に努めている。					
7.0.3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 なし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 学生支援に関わる行事の終了後には、教職課程定例会において話題とし、次回以降の改善・向上に向けて、丁寧に検討を加えている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし

基準8：教育研究等環境					
評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評定【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等（2022年度実施計画事項）【A+P】	[5]その他：中期計画との関わり等
8.0.1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状（※2017年度から2021年度までの総括的内容）の説明】 現時点において、教職課程固有の教育研究活動に関する環境・条件に関する方針は定めていない。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>		⇒ 特になし	該当なし
8.0.2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状（※2017年度から2021年度までの総括的内容）の説明】 2020年度開設の経済学部および経営学部、2022年度開設の理工学部理工学科の課程認定申請にあたり、「教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）」第11項「施設・設備等」の規定に基づき、講義室、演習室、実験実習室およびコンピュータ演習室の室数、設備、教職課程センター、体育施設に関し検査した結果、必要かつ適切な施設および設備が整備されていることを確認した。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒ 特になし	該当なし
8.0.3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状（※2017年度から2021年度までの総括的内容）の説明】 研究、専門性の高いものに関しては図書館を基点として提供している。また、授業実践、教員採用等の学習に関しては、教職課程センターにおいて教科書、教科関連図書、教員採用試験対策、教</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒ 特になし	該当なし

	職課程関係図書、デジタル教科書、電子黒板、タブレット、TV、DVDセット、パソコン、中学・高校用の教具などを配置している。					
8.0.4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程センターにおいては、授業実践、教員採用等の学習に直結させるよう、教具等の見直しを行っている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし
8.0.5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 該当なし</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし
8.0.6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程センターにおいては、な授業実践、教員採用等の学習に直結させるよう、教具等の見直しを行っている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし

基準9: 社会連携・社会貢献

評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他: 中期計画との関わり等
<p>9.0.1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 今年度から義務化される教職課程の自己点検・評価において改めて点検・評価を行っていく。</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 適切な社会連携・社会貢献ができるよう、成蹊大学教職課程センター規則第3条(業務)において、「学校インターンシップ等の教育委員会、各学校、地域等との連携」「教職に従事する卒業生との研究交流及び連携」「成蹊教職研究会」を位置づけている。また、同条に規定する「教育実習・介護等の体験」も教育委員会、社会福祉協議会などとの連携で行われていることから、広い意味での社会連携・社会貢献にあたりと認識している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A</p>	<p>⇒</p> <p>義務化される教職課程の自己点検・評価においては関係機関・諸学校との連携協力、多様な人材の活用等について点検する必要がある。</p>	<p>該当なし</p>
<p>9.0.2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 ・「介護等の体験」(※)のうち社会福祉施設における活動を、2018年度までの武蔵野市高齢者総合センターの事業参加から、2019年度からは東京都社会福祉協議会を通じて斡旋された施設での体験に変更して実施している。 (※)「介護等の体験」: 中学校教員免許取得時に必要な活動で、「社会福祉施設(例: 老人ホーム)」および特別支援学校で計7日間の体験を行うものである。ただし、新型コロナウイルス感染症の影</p>	<p>【効果が上がっている事項】 卒業生とは、研究大会の運営を通じて、運営委員(教職に就いている卒業生)の方々との連携を図り、教員養成の場である大学と教職の現場をつなぐ大きな役割を果たしている。</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A</p>	<p>⇒</p> <p>特になし</p>	<p>該当なし</p>

	<p>響により、2020年度から2022年度(予定)においては、施設・学校での体験はできず、文部科学大臣が定める代替措置により実質的に体験を免除する措置を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、本学教職課程の成果をまとめた「教職課程年報」を発行し、関係大学・機関等への配布、国会図書館への所蔵などを行っている。 ・卒業生教員を中心に成蹊教職研究会を公開して行い、研究の促進と大学の養成教育の成果を還元している。 ・例年3月下旬の履修ガイダンスにおいて、武蔵野市教育委員会および三鷹市教育委員会の担当者にご参加いただき、各市教委との連携による教育ボランティアの募集を行っている。 				
<p>9.0.3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 介護等の体験自体、2020年度・2021年度(2022年度も予定)と新型コロナウイルス感染症の影響で社会福祉施設・特別支援学校への派遣ができず文部科学大臣が定める代替措置により実質的に体験を免除する措置を行っている。そのため実際の派遣活動をもって行うべき点検・評価も進めることができなくなっている。なお、代替措置自体の学生の取り組み状況は良好である。 また、卒業生との連携その他の連携については、教職課程定例会や卒業生と本学教職員で構成する「成蹊教職研究交流運営委員会」等において必要に応じて議論、懇談を行いながら運営の適切性、質の向上を目指している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A</p>	<p>⇒</p> <p>2022年度も「代替措置」により社会福祉施設・特別支援学校への派遣を行わないこととしたため、介護等の体験に係る点検・評価については、「代替措置」での評価を行うかどうかを検討し、必要に応じて適宜対応する。</p>	<p>該当なし</p>

基準 10: 大学運営・財務 10.1 大学運営						
評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評定【C】		[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他: 中期計画との関わり等
10.1.1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 学長の教職課程運営方針を踏まえ、全学教職課程委員会と教職課程センターの連携により、各規則で具体化を図っている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし
10.1.2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 学長のもとに教職課程の基本的な方針等を策定する教職課程協議会、教職課程運営の調整・協議を行う全学教職課程委員会を設置している。また、日常的な教職課程運営を行う機関として設置されている教職課程センターでも、定期的な会議を設置するなど、適切に運営されている。この3つの会議体により、学長のリーダーシップの下、全学的に課程認定を受けている各学科等が主体的に教職課程の運営に関わることになったとともに、教職課程担当の教職員がそれを下支えする体制が整備もされたことで、教職課程の運営を適切に行っている。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	特になし	該当なし

<p>10.1.3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 予算編成については、学園の示す予算編成方針に基づく編成を行っている。2021年度申請からは過年度実績ベースとなったことから、予算配分を見直した結果、申請額が2020年度比約90%とし、2022年度申請ではさらに若干の減額申請を行った。予算執行については、無駄を極力省くよう努力している。なお、2020年度から2021年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響で、教育実習校訪問や教職員研修に係る旅費の急減、ガイダンス Web 化、教材資料の LMS 化等もあり、予算消化率が60%を下回った。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A</p> <p>⇒</p>	<p>学習指導要領の改訂による教育現場の変化や GIGA スクール構想の進展に伴う ICT 活用の重要性に鑑み、教職課程センター資料室の図書・教科書の刷新、高等学校デジタル教科書の導入、現場の状況に即した ICT 機器の導入を検討していく。</p>	<p>該当なし</p>
<p>10.1.4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程センターの事務組織は、教務部内で担当課長および専任職員、有期契約職員を配置している。学部カリキュラム、授業運営、履修成績等と密接に関係していることもあり、教務部本体(各学部の業務担当)と密接に連携しながら業務を遂行している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 2020年度から、これまで兼務であった事務職の課長が専任化することとなったが、通常業務を行う一般専任職員については、一時期2名以上の配置があったものの2020年度以降は1名のみとなっている。教職課程センターの所属する教務部全体の職員配置、休業者数との兼ね合いがあるが、文部科学省対応、免許法等の対応、2022年度から義務化される教職課程自己点検・評価への対応などを中心として、専門的知識を必要とする教職課程の業務を安定的かつ遺漏なき継承を行いながら遂行するためには、一般専任職員の常時2名以上の配置が必要と考えらる。</p>	<p>B</p> <p>⇒</p>	<p>[2]で挙げたように、専門的知識を必要とする教職課程の業務を安定的かつ遺漏なき継承を行いながら遂行するため、一般専任職員の常時2名以上の配置について働きかける。</p>	<p>該当なし</p>
<p>10.1.5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】</p>	<p>【効果が上がっている事項】 2021年度は18の外部セミナー、文部科学省説明会等に参加し、定例会で報告され、その場で懇談を行った。また、2021年度に改正された教育職員免許法施行規則、教職課程</p>	<p>A</p> <p>⇒</p>	<p>教職課程独自の自己点検・評価の義務化に伴い、SD/FDの実施も必須となるため、SD/FDの積極的な実施を行いつつ、外部セミナー、説明会等については、教職課程センター会議(2022年度から「定例会」より改称)</p>	<p>該当なし</p>

	<p>機関加盟している「全国私立大学教職課程研究協会(全私教協)」「関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会(関私教協)」「東京地区教職課程研究連絡協議会(東教協)」「都内私立大学教職課程事務担当者懇談会(都私教懇)」で行われる研究会等への参加を認めている。</p> <p>これらの研究会等への参加については、教職課程センター定例会で関係教職員を中心に開催の周知、参加者の決定等を行っている。参加した者からは必要に応じ定例会で資料回覧、報告等を行っている。</p>	<p>認定基準等に関するSDを教職課程内で実施した。</p> <p>【改善すべき事項】 全私教協、関私教協等機関加盟団体の研究会については複数の教職員が参加しているが、その他のものについても、可能な限り複数名の派遣を行うことが望まれる。</p>			<p>内で新たに「FD/SD」に関連する事項を独立して設けることで活動の明確化と実質化を図る。</p>	
<p>10.1.6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 各年度1回、全学教職課程委員会において自ら点検・評価するとともに、内部質保証委員会の承認を受けている。このことにより、教職課程の運営に関しPDCAサイクルを回している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 毎年のサイクルを適切に行うことで、教職課程内の課題の共有を図っている。</p> <p>【改善すべき事項】 教職課程独自の自己点検・評価の義務化に伴い、これまで大学全体で点検を行ってきたところ、一部の点検項目については各学部学科、研究科専攻、授業科目レベルでの点検が必要となる。</p>	A	⇒	<p>教職課程独自の自己点検・評価の義務化に伴い、これまで大学全体で点検を行ってきたところ、一部の点検項目については各学部学科、研究科専攻、授業科目レベルでの点検が必要となる。</p>	該当なし

基準 10: 大学運営・財務 10.2 財務

評価項目	[1]現状の説明【C】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評定【C】		[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2022年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他: 中期計画との関わり等
<p>10.2.1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 デジタル教科書やタブレット端末導入やコロナ流行・対応策の一環としてのICT利用のための教材導入に努め、オンライン化に対応できる教員養成の基盤を構築することを計画的に実施している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 適切に運用されている。</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	A	⇒	<p>ICT活用の方法と技術に関する科目の設置に伴い、デジタル教科書、ソフトウェア、学生用端末などの整備を図る必要がある。</p>	該当なし

<p>10.2.2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。</p>	<p>【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】 特になし</p> <p>【上記を踏まえた現状(※2017年度から2021年度までの総括的内容)の説明】 教職課程内では、予算執行状況を勘案して必要な予算額を確保している。</p>	<p>【効果が上がっている事項】 特になし</p> <p>【改善すべき事項】 特になし</p>	<p>A</p>	<p>⇒</p>	<p>特になし</p>	<p>該当なし</p>
--	---	---	----------	----------	-------------	-------------